

第6回とちぎ自治基本条例（仮称）検討懇談会議事録

西須 政策調整監

ただいまから第6回とちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会を開催させていただきます。

本日は吉谷委員が欠席と御連絡をいただいております。

まず、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

資料確認

それでは、中村座長、これからの進行をよろしくをお願いします。

中 村 座長

2007年はあと2週間ないという本当にあわただしい中、皆様にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

実は私は11月2日、地方自治研究機構の主催で、自治基本条例について講演会を行わせていただく機会がありました。市町村の自治基本条例については四日市大学の岩崎教授が講演され、私は栃木県の自治基本条例の検討状況について講演しましたが、懇談会での皆様からの貴重な発言や今までの論点等を自分なりにまとめて紹介させていただきました。そのときつくづく感じたのは、県外もそうですが、特に県内市町の法務担当職員や県内自治体の方の関心が非常に高くなってきているということです。この懇談会は、県内市町が注目していると同時に、ここでのいろいろな話し合いが外に広がっていくのだと感じました。

本日もぜひ、2時間の枠の中でできるだけ皆さんの御意見を引き出したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは始めます。前回、各委員から出していただいた意見を積み上げ形式で記録をとっています。まず、前回の検討の論点と、論点に対する考え方について事務局から、資料の説明をお願いします。

高橋総合政部次長兼総合政策課長（以下「高橋次長」）より、資料1について説明

中 村 座長

ありがとうございました。今説明があった資料について確認の御意見をいただきたいと思います。前回の皆さんの意見が反映された資料になっておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

意見なし

それでは、意見がなければ今回の議論を進めてまいります。

本日は県政運営の基本原則についての議論を引き続き行いたいと思います。論点の資料の中では、「県民参加」についてキーワードが3つ並べられています。3つのうち1つ目は「情報公開」、2つ目は「パブリックコメント」です。情報公開とパブリックコメントについては、前回まででかなり御議論いただいたところです。この2つと並んで今日の中心議論になる「県税の用途の一部を県民が選べる制度」が挙げられています。実はこれにつきましては、知事が県民参加、住民自治の充実の手法の1つとして、知事マニフェストにおいて公約として掲げています。今回はこの新しい制度について議論を進めていこうと思います。

それでは、議論に入る前に事務局から資料の説明をお願いします。

高橋次長より、資料2について説明

【以下、意見交換】

中 村 座長

それでは早速、県税の使途の一部を県民が選べる制度について議論に入りたい。資料の主な論点や県でまとめた研究報告に具体的な課題も羅列してある。いろいろな観点から各委員の御意見をお伺いしたい。この課題については、関連して、寄附金制度や抽象的な問題として納税者の権利とは何か等についても御意見をいただき、私の方でできる限り論点の交通整理をしていきたい。

税の使途の一部を県民が選べる制度は、住民自治に資する制度として近年非常に話題になっているが、都道府県レベルではまだ実現していない。このような新しい制度を創設することや、これをもしやるとして自治基本条例にどう反映させるか、新たな権利の創設という観点からどう考えるか等いろいろと御意見をいただけたらと考えているが、いかがか。

鈴木（光）委員

今、市町村レベルでは市川市が実施している。県レベルでは最初に長野県で研究された。この制度はもともとハンガリーの制度で、調べて、やってみようということで長野県では研究会が始まったが、かなり難航した。幾つか問題はある。ただ、ものの考え方としては画期的な制度である。納税者である市民から選ばれて議員等が予算を審議するが、そこに風穴を開けるという趣旨が1つあったということである。

もう1つは、民間活力というか社会貢献しているNPOやボランティアを活性化させるということがあった。日本ではNPOは資金的に苦しいので、支援していこうということである。市レベルでは、例えば札幌市の市長はNPOの理事長で弁護士ということもあり、相当研究されたようである。趣旨はいいとなったが、実際にはコストパフォーマンスが問題になったようである。札幌市の規模であれば、1億円原資があるとコストで6000万円くらい飛んでしまうとのことだ。それでも今までの税制に風穴を開けるとか、社会で動ける人を支援するという意味でやるのであれば、コストパフォーマンスが低くてもやるということもあったかもしれないが、それではなかなか納税者の理解を得られないだろうということだ。制度化は非常にハードルは高く、長野県も頓挫したし、札幌も断念した。

いずれにしても、栃木県知事はマニフェストの上位でこれを言っている。何とか形になるものならいいが、費用対効果をどのように考えるかという点が問題になる。

中村 座長

理念や考え方はいいけれども、実際にやるとなると、実務的な課題がいろいろと出てくるといったことか。

鈴木（光）委員

そうである。県レベルでは1つも実施されていない。市川市では実際に実施しているが、いろいろな議論がある。一番の論点は、足立区の議会で問題になったが、納税者つまり納めた方しか使途を選べない点である。税金を納めたくても納められない方もいっぱいいて、その方も同じ市民であり県民である。その辺で差別があってもいいのかという問題が出てきて、足立区は提案をとりやめた。市川市はそこは工夫しようということで、例えば一家で御主人が納税者であれば、扶養家族である奥さんなりがもう1票持っていて指定できるような形を工夫しようかという議論がある。いろいろと複雑な問題が出てきて、苦労している。

中村 座長

基礎自治体レベルで実施する場合、担い手はNPO等組織か、それとも個人もか。

鈴木（光）委員

個人も登録すればいいし、任意団体ももちろんオーケーである。要は支援を受けたい者ということ

である。

中 村 座長
グループ的なものか。

井 上 委員

これが問題になったのは、平成 14 年ごろにテレビでハンガリーの制度が報道されてからである。その後、笹川平和財団の職員などがこれを調べた。特にハンガリー等東欧が中心で、そもそもは教会への寄附という形で始まった。それがだんだん変わってきて、東欧では N P O の活動が遅れていたの
で N P O を支援しようという声が上がってきたものである。この制度を今やっているのは市川市だけで、足立区もだめだったし、志木市も議会で否決されている。長野県は議論をしたけれども中途となった。長野県は N P O 団体の方も随分かかわっていたようである。

しかし、税金の用途を住民が選ぶことは画期的な 1 つの考え方かなと思う。この問題は政策レベルの話ではないかという感じもするが、1 つは憲法上の問題もある。憲法 14 条の法の下
の平等の問題で、納税者だけが何故ということで、足立区は頓挫した。ただ、足立区は、御案内のとおり非課税世帯等も多く、声の反映という点で問題が生じている。いずれにしても、やり方によっては憲法の「法の下
の平等」の問題はクリアできるかなと思っている。あとは憲法 89 条の公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対する公金の支出の禁止といった、法制上の問題が若干ある。

ただ私が思うに、県民税は市町村に全部賦課徴収を委任してしまっている。そうすると、県だけの独自の判断でできるかということ、市町村の協力や支援がないとかなり難しい話だろう。その辺の調整はどうするのかという問題がある。

私はこの制度は、県民に税の用途について注目させるという点においては、極めて重要な視点を持つものだろうと思っている。自治の世界に県民を巻き込む手段として、極めて重要な、ある意味ではインセンティブ効果といういろいろな意味を持っていると思う。こういう手法が何らかの形で働く
といいと思っはいるが、疑問なのは、いろいろ諸団体はあるが、何故 N P O だけなのかという点である。私が税の用途の一部を県民が選べる制度が政策レベルの話になっていくだろうというのは、そういう意味だ。ただ、使い方をどうこうというのは、そのもとの施策を論じないとだめだろうという気がしている。県民がここをやったほうがいいということ、N P O 等支援とを一定の方向にしてしま
う誘導の仕方は、私は余り賛成できない。県民が自分の払った税がどう使われるのだろうと関心を持たせる一つの道具としては、悪くないという気がする。ただ、個人的には、この制度を実際にやるとなると即、賛成とは言えない。何か違う手法がないかなとは思う。

しかし、市川市は勇気があると思う。いろいろな問題があったにもかかわらず実施したわけだから、市長の決断は評価したい。ただ残念ながら、効果を見ると納税者の 3 % しか手を挙げなかったとか、余りはかばかしい話は聞いていない。結果について事務局でわかれば教えてほしい。

ただ、行政に携わる者に対して極めて新しい風を吹き込んだ、そういう意識を植え付けたという意味の効果は非常にあったと思う。手法を変えればこういうことができるのだなと県民に新たな目を開かせてくれたという意味では、極めて重要な意義を持ったものだと思う。

中 村 座長
ハンガリーの例は、人口規模でいうと日本の基礎自治体レベルくらいか。

井 上 委員

しかし、ハンガリーは、自治体レベルではなくて国レベルで、法律でやっている。

中 村 座長

少なくとも人口規模等などから、できないことはないということか。

井 上 委員

ハンガリーの例は非常に単純な形で、国税として取った分から1%である。1%に何か理由があるかという、別がない。1%が一番取りやすかったのではないか。

中 村 座長

私の理解では、鈴木光尚委員も井上委員も、理念・考え方としては非常にいいものがあるけれども、実際に実施するとなるとクリアする課題がたくさんあるという意見かと思う。

高 橋 次長

市川市の実施経過は、18年度を見ると委員御指摘のとおり、届出総数は全納税者の3.1%。その金額は合わせて1500万円余である。

児 玉 委員

各委員の御意見と重複するが、結論から言うと、制度化は少し難しいのではないかと思う。

その理由は、まず、運営面で非効率であるということ。1つは、鈴木委員が話されたように、徴収にコストがかかるという点。2つ目は、用途を限定することで財政の硬直性を招くという点である。

また、議会の議決権や知事の執行権を制約することになる。もっとも、知事や議会があらかじめ範囲を指定し、その中から納税者が選択できる形にすれば、権限に抵触しないかもしれない。

井上委員が話されたように、納税者不在の行政運営に対する不満が背景にあることを考えると、納税者が自分の払う税金の使い道を選べるようにするのも1つの方法ではあるが、制度的に難しい点が多々ある。

井 上 委員

栃木県内も、税金を納めるときに申告する人は少ない。ほとんどはサラリーマンで源泉徴収ではないか。一般的には税金の用途を納税者が指定するわけであり、納税者に対して通知をする。一般のサラリーマンは源泉徴収だから、改めて通知しなればいけない。確定申告する人なら、申告書と一緒に指定してくださいといった書類を送ればいいのだが、多くの方はサラリーマンだから、その人たちに県が改めて通知しなればいけないことになる。それで余り原資が集まらないとどうなのだろうか。さらに非課税世帯などを調べていくと、鈴木委員、児玉委員が話されたように、確かに結構コストがかかるのではないか。まして200万人だから、結構な世帯になる。

児 玉 委員

それで納税者の満足度が高まればいいが、1%程度では満足度は変わらないと思う。

鈴 木(光)委員

知事のマニフェストの上位に掲げた趣旨は、何とか民間活力を支援したい、社会貢献している団体の財政基盤が非常に弱いので何とかしたいということがあると思う。税制に風穴を開けて自分の税がどこに使われているか着目してもらおうという意味では、非常に大きい意味があると思う。もう1つは、NPOに限らず社会貢献団体等に活力をということがある。NPOということ言うと、ベースが日本とアメリカでは全然違うところが2つある。アメリカは準則制で、カリフォルニアでは25ドル持って本人が行けば法人格がとれる。日本は法規制というわけではないが一応認証制である。もう1つ

は、アメリカでは限度はあるが優遇税制がある。日本の場合は、認定NPO制度のようなものはあるが今50～60ぐらいで、優遇税制がない。

行政改革の議論の中で、出資法人の制度とともに、民間活力をどう高めていくかという点がある。行政改革ということでは無駄を省くことも大切だが、もっと大切なのは200万県民の潜在的能力を上手に引き出すことだ。そうすれば、お金に限らずいろいろな面で県の活力が出てくると思う。それでこそ、「有名有力県」になれる。NPO等に資金を提供する制度が何か考えられていいのではないか。

中 村 座長

すぐにとということではなく長い目で見て、ということか。

鈴 木（俊）委員

市川市の例を見ても、結局は私も「疑問」というのが結論である。1番目の疑問としては、資料2の35ページの市川市の例で目的を見ると、目的がたくさん並べてある。NPO支援も入っているし、市民の参加も入っているし、納税意欲の高揚も入っている。これがみんな同じ比率で目的だと言われれば、そうなのかなと思うけれども、タイトルが「市民活動団体への支援に関する条例」だということだと、鈴木光尚委員には失礼かもしれないが、なぜNPOだけなのかという気がする。活動単位としては個人も十分ある。にもかかわらず、その中からいわゆる市民活動団体だけがなぜ対象なのかというそもそもの疑問がある。

2つ目は、こちらがむしろ最初に議論すべきことかと思うが、納税は義務である。義務として納税するときに、納税者が自分の納める税金の一部をこれに使えと言えるということは、納税に際して条件を付けているという感じが少しする。やはり納税は無条件だろう。払っていただいた税金をどう使われるかに納税者が関心を持つのは当然だし、あれこれ言う権利があるのも当然だけれども、だからといって、それを最初から自分が選べるというのはどうなのか。払ってもらった自治体に対して使い道にいろいろとけちをつけるのはいいことだと思うが、最初からこれに使えというのはどうなのだろうか。使い方は、国民は為政者に任せているのではないか。任せた為政者がおかしな使い方をしたら、それはだめだと言うのは当然としても、最初からこれにしか使ってはだめというのはどうなのかと感じる。

先ほど話されていたように、県がこういう制度をつくるとなると、通常、県民税は市町村が代わって集めているわけで、感情的な言い方になるかもしれないが、一生懸命県税も含めて集めさせてもらって市町村の意見は何もないのか、自治体を預かっている者としてはそんなことも感じる。そう考えると制度を立ち上げることについてはどうなのだろうかと思う。

中 村 座長

鈴木俊美委員は目的税については否定していないのか。自治体でいうと、栃木も来年度から森林・環境に限った税ができる。都道府県レベルでは、兵庫県では県民が反対しようがどうであろうが、「県民緑税」を緑保全・環境保全に使うということで導入している。時代の流れからいうと、用途をある程度定めて集める傾向が出てきていると思う。それと今の御発言とは同じか、違うか。

鈴 木（俊）委員

違うと思う。目的税は、使う側がこういうために使うとみずから言っているのもあって、払う方がこれに使えと言っているものではない。都市計画税などは代表的なものだが、これは、これに使うからよこせというわけで、これをやれば払ってやるというのは違う。

井 上 委員

先ほど、本来政策レベルの話ではないかと言ったが、政策をどう選択するかという話にしていく必要がある。要するに個人の市民税で、そもそも納めるべきもので長の判断で使えるものを、こう使ったらどうかと一方的に用途を決めてしまう。ところが、いわゆる目的税は政策レベルできちんと議論されたものだ。この制度は本来的には、きちんとどこに使うかをまず決めるべきだという気がしている。だからこれは本来は政策レベルに引き上げるべき話ではないかと。NPOにこれだけ支援するから皆さん申し出てくださいというやり方は、本筋ではないような気がする。

先ほど言ったように、納税者の耳目を集め触発したという意味はある。そういう意味では、鈴木委員の思っていることと私は同じである。

児 玉 委員

鈴木委員の意見の補足をする。租税というのは国民が一方的に納税の義務を負うものというのが伝統的な税法理論だと思う。目的税に関しては政府にも目的に沿って支出する義務を課すものだという説も中にはあるようだが、やはり租税は一方的、強制的に徴収されるものであって、反対給付との牽連関係はないとするのが一般的な考え方であると思う。

鈴 木（光）委員

もう少し広げて考えると、納税に関してはそういうことだろうと。でもやはり市民となると、緑でも子育てでも社会保障でも何でもいいが、そこにお金を流して応援してほしいという部分がある。アメリカに比べて、日本は寄附の部分小さい。寄附税制もそうだが、自治体によっては寄附条例というものがあって、これは非常に大事なことを提案していると思う。趣旨を生かしながら寄附条例みたいなものができていけば、栃木県らしさを全国にアピールできると思う。これは寄附の部分だから納税とは違う話ではあるが、寄附条例や税の減免ということもあり、狙い、その思いを大事に生かしていくことではないかと思う。

中 村 座長

アメリカの地方自治を調べると、税金を納めないというところから始まっている。自分たちで警察機能まで全部やる歴史があり、最後のぎりぎりどうしても必要だというときに納得して税金を納めるシステムだから、税金に対する納得感がある。日本の場合は、知らぬ間にとられているように感じる場所があって、そういう意味では強制なのだろうが、納得感の契機となる可能性もあるだろう。

増 淵 委員

極論だが、市川市は、表題からして何となく一般受けを狙っているものではないかという気がする。ただ、納税者が用途について選択できるというのは大賛成である。政治資金もそうだが、もっと免税措置を拡大することによって用途を納税者が選択できるシステムにする方が、むしろいいのではないかという気がしている。減税措置の対象を広げていけばおのずから納税者の選択の余地は出てくるから、国法に働きかけるほうが現実的ではないかと思っている。

中 村 座長

国に働きかけるのか。

増 淵 委員

そのとおり。例えば大学にしてもそうだが、NPOより前に、学校や病院に自由に寄附ができ、寄附したものが減税になる社会全体の仕組みをつくっていかないと。病院でも学校でも何でも国や地方自治体におんぶに抱っこで、これは国なり地方自治体がやるべきものだということ自体が間違っ

えで、むしろ学校や病院など自分たちのために必要なものは自分たちでつくっていくという考えに私は立っているので、そう思う。

一 木 委員

今、ふるさと納税が話題になってきている。今、増淵委員が話されたようなことは、ぜひ病院の経営がよくないのでそちらの方にとりという目的を持ち、ふるさとを良くしたいという気持ちを表すために使ってくれないかという面から、ふるさと納税を考えていた。そのような目的を持つ税であれば、他県に住んでいる方が、栃木の学校や病院を良くしたいということになるのではないかと。

中 村 座長

県のホームページでもデータを出しているが、税源移譲で、住民税は従来よりたくさん取れるようになり、所得税は減っている。中身はいずれにしても、税財源の部分で少しずつ分権も動き出していると思う。

児 玉 委員

今の増淵委員の寄附金控除の話は、政策的に筋のいい考え方だと思う。控除は租税支出ともいうが、選択納税制度ではいったん県に納められてそこから支出するので、財政統制を貫徹せざるを得ない。しかし、寄付金控除では県に入金されないで、財政統制を緩和する余地がある。租税支出にも財政支出と同様の効果があり、かつ納税者の主体性がより確保される。寄附金控除はもっと活用されるべきだと思う。

鈴 木（俊）委員

私もそのとおりだと思う。今の寄附金制度は複雑で難しい。もっと簡単に控除してあげれば良いと思う。

鈴 木（光）委員

病院とか学校は公益セクターである。そこにダイレクトにお金が行くことをやる時期に来ているのではないかと。そういった工夫の提案をすべきだろうと考えている。市川市は試行錯誤しながらチャレンジ精神を持ってやっているが、この点では県がかなりリードしていくところもあるのではないかと。

一 木 委員

この資料（35 ページ）に制度の論点として主な項目があるが、これは市川市で問題になった論点と解釈していいのか。

高 橋 次長

上の段は、あくまでも私どもの庁内研究会等の中で、県税の用途を一部選べる制度を考えた場合に想定される問題点として列挙したものである。市川市を参照しているので、「NPOにとって好ましい制度か」という記載があるが、県税の用途の議論は、NPOに対する支援の仕掛けではなくて、あくまでも1つの例示として挙げているものである。

併せて申し上げると、委員の議論の中で、県民参加という点から考えると、税目としては個人県民税が一番に考えられるが、検討の中では税目も必ずしも個人県民税に限定したものではないと思う。ただ、目的税以外のいわゆる普通税の中で広く県民参加を求めるとなると、実質的には個人県民税、ないしは少し性質が違ってもいいが、例えば自動車税といった税目が考えられる。様々な点を私どものレベルで考えた問題点が、上段の項目である。

一 木 委員

市川市で、課題を全部研究してこの結論に達したのかとも思ったが、県の論点なのかとも思った。論点をきちんと確認し合って、こういう点なら何とかかなりそうだという結論が出てくればと思う。

中 村 座長

市川市の事例を見て、非常に大変だなと思った。というのは、アクセルとブレーキを同時に踏むようなことをしている。90年代の地方分権の流れは、地方分権推進委員会の最終報告にあるように、日本の自治は、歳出の部分ではこのお金をこういうものに使ったらどうかということはかなり積み重ねてきたのだが、歳入の部分の自治はある意味でないような状況である。そういう意味では歳入の自治について少しずつ扉を開いていると思うが、なかなか進まない。極端なことを言うと、県税の使途の一部を県民が選べる制度は、さらりと書いてあるが実は大変なことで、歳入の自治と歳出の自治を同時にやろうというものである。表現が適当かどうかわからないが、それが、市川市がやっているアクセルとブレーキという意味である。

だから、少しくッションを置く形にする。というのは、いきなり歳入の自治と歳出の自治をやるのではなく、歳入の自治にもし絞り込むなら、例えば先ほど出た個人県民税にしても、県民税は法人の部分も合わせて880億円くらいある。県で個人県民税として、例えば0.1%とか何%かは別立てでとる形にして、最初の段階では、いきなり住民やNPOに案を出せというのではなくて、執行部のほうで県としてこれに使いたいというメニューをいくつか提示して、これは大枠ではまちづくりになるのだからうけれども、それから人々に選んでもらう。そうすれば、歳出の自治の非常に大変な部分をいきなり栃木の人たちに担わせるのではないので、導入としてはいいのではないか。私が感じたのは、少し無理のない形で実施してこの理念を目指す。何%はこれに使って、県としてはこういうことを考えているのだとする。そうすれば、多少の優先順位はあったとしても、投票の結果がどこに転んでも構わないわけである。例えば、県がこれとこれの中で県民に選んでくださいとすれば、県民からいずれは、その政策をやるのだったらこっちのほうがいいのではないかと、こういう新しい政策があるのではないかと案が出てくると思う。最初は行政がメニューを提示し、どれに決まってもいいように仕掛けて、県民がやることは選ぶことくらいにする。その中から担い手の問題も含めて長い時間かけてやっていけば、県税の使途の一部を県民が選ぶことは10年、20年単位で実現していくのではないかと思う。そうすれば、先ほど井上委員や児玉委員が言った部分も非常に無理なく少しずつ改善していくのではないか。

和 田 委員

歳出の自治と歳入の自治というのは非常に重要なところだが、現実の市川市の方式そのものに我々がこだわる必要が本当にあるのかというのも重要なところである。この制度の仕組みを現段階で県として適用しようとしたら、歳出そのものの自治ということで、例えば何%はこういう形でやっていると決めたとしたら、今、県の経常収支比率は非常に悪くて96%か97%である。それも借金である臨時財政対策債を含めている。起債をなくしてしまったら100%を超えるという状況で、かつ、財政状況がますます悪化している中で、この枠は通常のものでなくて別枠でということになると、財政運営そのものは非常に大変だろうという印象を持っている。

その一方で、将来的にもこの厳しい財政状況はそう簡単に改善できる状況ではないので、これから県と県民との協働を進めていく形でいろいろな政策が現実には実施されていく。ところが、県への要望は非常に強いけれども、県民の潜在的な力はまだ活用段階にない。活用段階にない県民をどう協働の主体にしていくかも考えていかなければならない。今、個別予算の枠の中で単年度での協働事業はされているが、予算の単年度主義は行政の都合であって、市民活動にとって予算の単年度主義が望ま

しいかどうかはまた別問題である。そのあたり、協働のための財源や支出を考える1つの大きな枠組みとして、市川市の納税者が選択する市民活動団体への支援は、栃木県の現状だと市民団体そのものもまだ市川市のように成長していないので難しい。このような現状を考えながら、趣旨に沿った枠組みを検討していけばいいと思う。

増 淵 委員

市民の意識が高ければ、こういう制度をつくらなくても、NPOをどんどん利用する。行政がやるよりNPOがやったほうが効率もいいし内容もいいという認識があってはじめて、NPOの存在は重要になる。一々県なり市を経由しなくてはいけないということ自体、甚だ理解困難である。本来は、NPOにしてもNGOにしても、政府なり行政が行き届かないところ、行政がやったら効率が悪いところを効率的にやっていく。それによって社会的な地位が整えられるということなのであって、市川市の場合、市がわざわざ市民とNPOの間に介在するという自体、NPOの本旨に合っていない気がする。

鈴木(光)委員

それはNPOにとって好ましい制度かという点によると思う。ただ、今は過渡期だから何とも言えない。

増 淵 委員

NPOを否定しているわけではないが、NPOにしても市民トラストにしてもそうだけれども、日本国内で成立するときには政府なり行政が仕掛けて初めて出来上がる。それでは本当ではないのではないか。与えられた民主主義で勝ち取った民主主義ではないというのと同じような意味で、日本国内の市民運動、特に戦後の市民運動はどうも官製の市民運動のような気がする。過渡期だから仕方ないと言っても、NPOといったものには過渡期というのではない気がする。法人になったときにはもう認知されている。NPO法人に至るまでは過渡期であるが、NPOという法人格を得た場合には、もう過渡期と言ってはいけないと思う。

和田 委員

県として対応しなければいけないのは、例えば市民活動が現在存在していて、宇都宮や足利、大平、栃木など市民活動が活発な地域はいいが、人口の高齢化が進んでいる地域、人口が減少している地域の市民は、社会の助けを非常に必要とするが、活動は活発ではない。高齢者などを支えていかなければならない市民がまずいない。それを支える行政主体である市の財政力も、そういうところは基本的に経済力がないから、余り支援できない。そういうところに県がどう対応していくかを、県としては考えていかなければいけないと思う。

中 村 座長

公共サービスの役割ということか。少し思ったのだが、県の行政サービス1つとっても、NPOやNGO、町内会、自治会、ボランティア等のいろいろな組織に頼ってやってもらわないと、少なくとも従来は、行政が直でやっていたサービスが提供できなくなっている状況がある。例えば、大学も従来はお上の機関だったが、今や地域住民のために生涯学習を一生懸命支援している。社会をリードするという側面は、これからも行政サービスには必要ではないか。全部が全部行政でできる時代ではないと思うので、NPOやNGOが協力する。

増 淵 委員

中村座長が話されるような、主体性、実体を持った組織がNPOであり、社会福祉団体でありいろいろな団体であって、そのような場合に、どういう財政支援をするのかと言えば、自治体が介在せずに住民が直接資金提供できる仕組みが必要であり、バイパス的なものは必要ないのではないかというのが私の意見である。

鈴木(光)委員

先ほど出ていた話がそういう話だ。1回県に納税させて、そこからまた配るのではなく、寄附条例や寄附税制のところをもう少し強くする。NPOはもともとアメリカでできたものである。アメリカと日本の違いを先ほど2つ指摘した。準則制と認証制の問題。また片方は優遇税制がきちんとしていて、ダイレクトに個人なり企業がこれかと思うNPO等を支援する。それは支援する側の誇りでもある。そういうことがないと、手足をもぎられてそれ動け、まだ自立しないのかと言われても、なかなか難しいところがあると思う。しかし、頑張っているところもたくさんある。

鈴木(俊)委員

先ほど中村座長が話されたことの意味をずっと考えていた。いわば逆提案という形で先ほど話されたことにつながるのだが、目的税の考え方を入りの段階で行政側から逆提案して、一般税として皆さんからいただく住民税の中でこれとこれに使いまわすと選択肢を幾つか出して、納税者から一番希望の多かったものを何%か充てるという考えか。市川市の批判ばかりする形になるが、市川市の場合はいわゆるNPOに代表される市民活動に使うということが目的の1つに入っていたわけで、それが1つの売りでもあるのだろうが、中村座長が話されたのはそうではなくて、行政が自分で考えて、今回はこの分野とこの分野に優先的に使っていきたいと思ったら、それを提案しなさい、その中から納税者に選んでもらうのはどうだろうかという趣旨かと思う。だとすると、私はなるほどそれは結構おもしろいかもしれないと思っている。

だから、また市川市の批判になるが、NPOに代表される市民活動をどうやって行政が支援していくかという問題と、納税者イコール主権者だから、そうした人たちの意識をどう高めていくかという問題を一緒にして同時にやってしまおうというところに無理があるのではないか。市民活動の高揚を図ることはまた別なやり方で考えるべきで、納税者の意識を高めるという目的に特化して、それをするための手段として、例えば行政はこういうものに使っていきたいと考えているがどうかと言うなら、何となく、理解できるという思いを持った。

児玉委員

そのとおりだと思う。税金の払いがいのある行政活動という議論と、支援のしがいのある非営利活動という議論が一緒くたになっている。増淵委員が話されたように、議論を分ける方がわかりやすいと思う。

鈴木(光)委員

例えば福祉分野とか教育分野を指定してやってみるのは有効かもしれない。寄附条例のところも、今年は教育分野など2つか3つの分野を挙げて、そこを一生懸命やるからそこに寄附してくださいと、そこに対しての寄附は減免すると、限定的なことで決めてやってはどうかと思う。

中村座長

その意味では、寄附する側も何に使われてもいいということだけでなく、寄附もしっかり目的を掲げるということか。

鈴木(光)委員

昔、大阪にマンション型のファンドレイジがあり、遺贈する人がかなり細かく指定できた。例えば私は音楽活動のコンサートホールをつくるために自分の1億円の財産を寄附すると指定する。それもマンション型でいろいろなものがある、それを貯めておく。余りにも細かすぎてなかなか使い切れなかった部分もあるが、このように多様化してくると、ある程度分野を指定してそのために寄附してほしいということで、インセンティブをきちんと与えてやらないとだめである。

そのことと、市民活動の活性化でお金の部分が弱いからそっちに流そうというのは、また少し違う話だと思う。

— 木 委員

県税の使途の一部を県民が選ぶ制度は、知事のマニフェストにあると先ほど話があった。知事は、わがまち自慢推進事業をやっているが、あれは各市町とNPO等、県民の参加で行事・事業をやってくれということで趣旨が似ているが、この制度を意図したのか。それとも、そこまでは考えていなかったのか。

高橋 次長

直接的にはつながっていないと思う。ただ、目線はまさに委員の中から話が出ているように、県民との協働が軸になって、その中で今回のわがまち自慢も、支援をしているソフト事業は、できるだけ市町村と住民が連携し、あるいは住民そのものの活動を支援していくという仕掛けである。この制度との直接的な連関はないと思うが、歳入面と歳出面という違いはあるが、協働という点では関連があるということになるかと考えている。

— 木 委員

わがまち自慢推進事業は5年間、全市町に働きかけることになるのか。

高橋 次長

5年間だが、一応、指定は平成20年度をもって最後とする予定になっている。基本的には、全市町でそれぞれの取り組みをやっていただくということである。

— 木 委員

この事業は、結果的に使途の一部を県民が考えるきっかけとなるような気がするが、どうなのか。税金を徴収するときから考えていたわけではないだろうが。

西須 政策調整監

地域において諸活動を活発にさせていただくことでその地域を考え、そこから、税を払う中で行政活動をどう行っていくのかということに考えを致していくきっかけになってほしいという部分もあると思う。

高橋 次長

ただ今の議論の中で、県税の使途を一部選べることと併せて、直接的な寄附の税額控除の話が出た。現在、国ではふるさと納税制度についての検討が進んでいる。これは、例えば夕張市がかわいそうだから夕張市に私は金を出すのだなど、地方自治体に対する寄附に対して税額控除をどうするかというものだ。それに併せて、例えば特定公益法人・財団に県をスルーさせずに直接寄附する場合についても、ふるさと納税同様の税額控除をする方向で現在、検討が進められているということである。

ただ、ふるさと納税も、現在報道されているように、全部がそちらに回されては、本来の納税の話からすると、主要税目になるわけだから、一定程度の限度額を設け、本来の住民税所得割の1割までの控除という条件設定で検討されている。指摘された問題もあるので、国ではふるさと納税にあわせて、慈善団体等の公益的な活動をやっている団体等に対する寄附についても同様の扱いをしていくということだが、結論はこれからということである。

ただ、先ほど増淵委員が話されたように、直接、大学や病院というところまでになるかどうかはわからない。今回、財団法人制度も変わるが、例えば特定公益法人など、少なくともそういったところに対する取り組みは国でも検討しているということである。

西 須 政策調整監

県でも12月議会で、法人の選抜をするための第三者機関を審議会として設置する条例が出ている。公益法人を、公益性の高い事業をやっている団体と、一般の社団・財団の大きく2つに分ける。公益性の高い事業をやる法人は、今後5年間の間で都道府県の審議会が審査し、選抜された団体は税の控除を受けられる。大枠として全国で3万近い法人が指定されるのではないかとということが新聞等で報道されている。全国で税の控除を受けられる法人は今、数十ぐらいしかないはずである。NPOでいうと一桁ぐらいではないか。それが一気に増えるということである。これも新聞報道からだが、諸外国に比べればまだまだだが、大きく寄附対象が広がるということである。

児 玉 委員

今の話は、特定の公益法人の活動に対して税の控除があるという話か。それとも特定の公益法人への寄附に対して税の控除があるという話か。

西 須 政策調整監

個人の公益法人に対する寄附の控除制度が拡充される。それは、寄附対象法人が大幅に増えるということと、もう1つは、ふるさと納税制度同様、住民税の控除が、多分税額控除となり、5,000円以上から控除となる。今までは10万円から控除となり、なおかつ所得控除だったが、5,000円からの税額控除になると報道されている。

井 上 委員

私も選挙のときなどは政治家に寄附をする。でも控除は10万円からである。あれはもっと安くすれば、もっと住民は寄附をする。

増 淵 委員

政治資金規正法で、政治家への寄附に対しては、一定の枠はあるが免税措置はある。

井 上 委員

先ほど増淵委員が病院などについて言われたが、あれはもっと大胆に税控除してくれればいい。そうしたら、日本でもっと寄附は増えてくると思う。ハードルが高すぎる。

増 淵 委員

NPOにしても学校法人や医療法人にしても、これだけ我々の病院、我々の団体は社会に認められて一般の篤志家の寄附がある。それならその寄附と同じくらいは行政も財政支出しようということになってはじめて、私は財政支出が納税者に理解されると思う。そういう方向に社会全体を持っていかないと。もちろん納税する義務・意義を理解し、自分はこういうことに使わせたいのだという意見を

持たなければならない。これは、アメリカの大統領選挙がそうだからである。一律に資金を出すのではなく、寄附で集まった額と同額だけ政府がキャンペーン費を支出してくれる。非常に合理的である。

鈴木(光)委員

マッチングファンドである。アメリカの会社では、従業員の人たちのお金を集めて1万ドル集まったとすると、経営者が1万ドルを足して、2万ドルを寄附する。それはまさにそういうことである。このような仕組みができるとすれば、マッチングファンド先進県になるということになるか。

中村座長

そのような取組がなされると、地味に小さく目立たないでやっているところはますます苦しくなるし、大規模にやっているところとますます差がついてくるのではないか。

鈴木(光)委員

アメリカはどんどん格差ができて、どんどんつぶれていく。寄附集めが上手なところはいいが。

増淵委員

もともとは、ドネーション(寄附)から出ているのだろう。

中村座長

寄附ということで、いろいろと貴重な意見をいただいた。控除をもう少し積極的にやればもっと寄附が増えるという意見だが、本来の理念から言ったら、こういう目的に使うので寄附するというのではないか。寄附を成り立たせる原動力が逆転してしまうというか、控除が大きいから寄附するというになると、長い目で見るとなかなか機能していかなくなる面もあるのではないか。控除が大きいことは重要なインセンティブだろうが、それは寄附を後押しする支援の要素にすぎない。やせ我慢の要素が強いとしても、控除の大きさよりも、これに使うのでほしいという本来の寄附の精神を尊重することが重要ではないだろうか。ただ、そうはいつでも、ということか。

井上委員

そうだと思う。ただ、日本はヨーロッパやアメリカのように、キリスト教系の慈善事業が宗教の教義の中にあるといった文化は醸成されていない。だから、何かインセンティブを与えないと無理なのではないか。

県税の用途から寄附の話になってしまったが、ある程度のインセンティブを与えたら結構寄附してくれて、むしろ市町村がお金を統括するより浄財が集まってくるのではないかという気がする。政府もけちけちなしないで控除をすればいい。私は選挙のときに、10万円とは何だとも思う。もう少しハードルを下げれば、もっと寄附する人が出てくると思うし、インセンティブになると思う。

中村座長

それでは、県税の用途の一部を県民が選べる制度については、まとめるところまではいかないが、いろいろな意見をいただいたということで、ここで一応一区切りして次に進みたい。

次に、県行政の推進に関する事項について、議論を進めていきたい。事務局から資料の説明をお願いします。

高橋次長から資料2について説明

中 村 座長

盛りだくさんだが、県行政の推進に関する事項に対する議論は、恐らく次回がメインとなるので、呼び水的にざっくりばらんに意見を出していただきたい。県とは何かという話もあるし、項目として何を盛り込むのか、盛り込むときの位置づけをどうするかなど、いろいろある。県行政の推進に関する事項については、具体的にどういう事項を規定していくかが議論になるかと思うが、今日は自由に意見をいただきたい。

井 上 委員

県行政の推進に関する事項がいろいろ書いてあるが、挙げられた項目としては違和感はない。例えば財政運営や個人情報保護等は必要なものだろうという思いにはある。ただ、昔から不思議に思っているのは総合計画である。地方自治法2条4項がここに書いてあるが、昭和44年だったと思うが、基本構想については基礎的自治体だからということで市町村議会の議決事項に入ってきた。市町村は基礎的自治体として将来的な構想を定める。特に市町村の場合はばらばらにやっていたので、そういう反省もあったのだろう。私は、県が総合計画をつくる時に何故、議会の議決事項にしないのかといつも思う。法レベルでそう規定すべきだと思うが、総合計画について議会で議論をするとまた違った側面の問題が出てくる。資料の中段に北海道の行政基本条例の例が挙げられているが、市町村も都道府県も住民の意見を聞く努力はしている。県民・市民の将来、10年先、20年先のまちづくりの計画をつくるわけだから、努力はしていて当たり前だと思う。ただここで、一番重要な政策レベルの話をも具体的にするものについて、議会審議にかけないことが私は不思議ではようがない。議会審議に絶対にかけるべきだと思う。昭和44年に基本構想が出てきたときから、なぜ都道府県はそうではないのかと疑問に思っていた。基本構想と総合計画は若干違う。基本構想はもう少しおおまかなものだが、県民の暮らし、市民の暮らしのためには総合計画が一番大事なものではないかと思っている。それに議会が関与しないことは不思議ではようがない。

中 村 座長

まさに自治基本条例の中で議決するという位置づけを明確にするということか。

井 上 委員

明確にするのであれば、自治基本条例をつくるのがチャンスだろうと思っている。

中 村 座長

そういう役割として自治基本条例もあるということか。確かに市町村レベルでも、基本構想だけでいいにもかかわらず総合計画もセットにして議決しているところが増えている。下野市などもそうである。

総合計画の位置づけを議会との関わりにおいて考えるということか。

増 淵 委員

山形県の条例ができているのを見て、なるほど実は私も注目した。私は33年議員をやっているから、船田譲知事の新長期総合計画のとき、自民党側の取りまとめの主査をやらせてもらって以来、ずっと総合計画にはタッチしてきた。中身まで詳しく審議するので、条例まで必要かどうかということは考えたことがなかったが、確かに井上委員が言われるように、県の10年間の指針なので、議決という手続を経ることによって、一番基本的な政策の権威は上がるだろうと思う。山形県でどういう経緯でこれが出てきたのか、執行部に聞いてみようと思っていたのだが、どうなのか。

高橋 次長

山形県の経緯はわからないが、全国的な状況からすると、山形県のみならず複数の県で、同様に総合計画は議会の議決を要するという条例を制定している。

増 淵 委員

一木委員、議員提案でどうだろう。

一 木 委員

いいことではないか。私も初めて知った。

小 林 総合政策部長

かつての国土庁の国土総合開発法が関係するのではないか。この流れが全国に広がったのが都道府県の計画で、市町村の計画は国土総合開発法レベルではないので、自治法で規定されることになったのでは。つまり、自治法の規定と違う形で県の総合計画は位置づけされてきた。このため、県の総合計画は議決を必要としない形になっているのだと思う。国の国土総合開発計画は総理大臣が定めるため、県の議決を要しないものとなっているのではと理解していた。

児 玉 委員

都道府県でも総合計画を議決事項にすべきだという議論があったが、国の各省庁の抵抗で立法化されなかったと聞いている。結論から言うと、私は、総合計画には議会の議決が必要だと考えている。しかも、極論かもしれないが、総合計画の基本構想だけでなく基本計画についても、さらには政策分野ごとの基本計画（例えば環境基本計画、都市計画マスタープラン、保健福祉計画など）についても議会の議決が必要だとの立場をとっている。

その理由は、第1に、重要な政策決定は法律、すなわち条例に留保されなければならないからである。基本構想は抽象的なので、具体的な基本計画レベルまで民主的統制を及ぼさなければ、実効性は担保されない。第2に、計画が氾濫ぎみで計画間の整合性もとれていないという現状がある。計画に広く議決の手續を要求すれば、安易な策定に歯止めをかけられるし、整合性も図られるのではないか。北海道の行政基本条例では、各分野の基本計画は総合計画に沿うよう定めているが、強制力がない。第3に、計画に住民や事業者の責務を規定する例が増えている。行政が勝手に住民に義務を課したり権利を制限したりすることは許されず、議会による監視が必要である。第4に、計画では行政の主導ではなくNPO等との協働がうたわれるようになった。行政には多様な担い手の調整役が期待されているが、地方自治法では地域内の各団体の総合調整には議決が必要と定めている。

中 村 座長

自治基本条例は自治体の憲法という形になるが、総合計画もそれに近いものなので、議会の議決事項とすべきということか。

井 上 委員

従来から、行政法学者の間でも地方公共団体の計画行政については批判があった。立法と違って計画は、例えば都市計画法上のいろいろな法規制があって、それで議会にかかっているという法律上決まっているものは別として、乱立している。計画が住民にとって重要で行政の制約条件みたいになっているにもかかわらず、一番大事な議会にかからずに野放しになっていると、行政学者はずっと批判していた。市民の代表者である議会にかけるべきだという議論は、かなり前からあった。先ほど事務局からもあったが、はっきり言えばこれは国の都合であり、要するに自分のところでコントロールし

たかったわけである。昭和 44 年の時代は、都道府県は国の出先官庁だと意識していたのではないか。今、少なくとも自治を確立しようという時代になってきたわけだから、総合計画ぐらいは自前の議会で議決してきちんと議論して、そこではっきり決めていくべきだと思う。これは私自身、昔からの持論である。

中 村 座長

とちぎ自治基本条例の中での位置づけも、どの程度まで踏み込むかという問題は大きなところだ。

井 上 委員

そうだが、ここで自治基本条例を検討しており、自治体の基本計画ということであるから、まさに議決を検討すべきチャンスだと思っている。

中 村 座長

自治基本条例の絡みもあるが、私が総合計画に抱いている疑問は、総合計画の審議会に議員は入ることはできるが、行政、執行部側の 1 つの案として考えれば、そこにいろいろな住民参加を募りながら計画をつくって行って、その案を議会に諮って、議会で徹底的に審議するのがいいかと思う。そこが議決事項ではないのは、議員もある程度入っていて、そこである程度了解ができて調整的な機能を果たしているからなのかなと思ったりするが、その点はいかがか。

増 淵 委員

この審議会はそうではないが、他の審議会は、議員はある意味で皆人質である。

井 上 委員

審議会の中に議員が入るといえるとき、例えば議会議決に関わってくる事項の場合、議会審議を円滑にするという意味合いはないこともないだろうけれども、逆にその中になあなあの部分が入ってくるという部分もあると思うので、悩ましいところである。伝統的に自治省、つまり今の総務省は、各種委員会になるべく議員は入らないようにということで行政実例をずっと積み重ねてきたが、これは難しい。基本的に私は、審議会委員としては議員は入れず、議会の中で堂々とやるのが本当はいいという気がしている。

鈴木(俊)委員

行政を預かる者の側から意見を言わせていただく。基本的には増淵委員が言っているとおりである。我々行政側からしても、あえて失礼な言い方をすれば、議員に審議会で賛成してもらえれば議会での審議も円滑になるだろうと。また、委員になった議員が、今度は我々の思いを議会に戻ってお話いただけるだろうということである。

ただ最近思うのは、これは議員の方々からも意見が出つつあるのだが、審議会や委員会の中で議員が出席すると、議員はどうしても他の委員より発言力が強い。一般の町民、特に公募委員はほとんど何もしゃべらなくなってしまう。議員たる委員と、各種団体からいわゆる充て職で出てきている人たちの議論になってしまう傾向がある。

最近の例では、都賀町で行政側が合併問題に関する検討委員会をつくったが、そこにはあえて議員は入れていないそうである。そこで議員はどうしたかという、議員だけで合併問題を検討する議会側の特別委員会をつくった。

これは私の意見だが、議員は行政側のチェック機関でもあるわけだから、行政側が設置してやっているところにはあえて入らずに、その代わりフリーな立場でそれを後から検証して、場合によっては

議決しないといういい意味での圧力を含めて、議会が独自の存在感を持っていただく方がいい気がする。良くも悪くも馴れ合いの中で議員の参加を求めている傾向もあるのではないか。

児玉委員

私は計画に議会の議決を求める立場だが、違う立場についても補足しておく。1つは、計画の実施は執行機関の専権事項だということである。確かに議会が計画に責任をもてるわけではない。

もう1つは、議決の効力、特に否決した場合をどう考えるかである。議決といっても予算、決算それぞれ効力は違う。計画は施策を束ねたものにすぎず法的効力はないので、計画を否決しても、行政には何ら支障が生じない。逆に、計画を可決すれば、総合計画を具体化するために実施計画を作り予算を立てるが、総合計画を承認したのだから、予算も文句を言わずに承認してくれと言われかねない。計画に議決を求めることは、予算の議決権を議会自ら制約するおそれもあり、良し悪しがある。

それでも、なぜ自治基本条例の中で計画の議決を議論する必要があるかという、地方分権で首長の権限が強まり、それとバランスをとるためには議会の権限も強めなければならないからである。これは二元代表制という自治の根幹にかかわる問題で、自治体によって考え方も分かれるだろうから、栃木県としてはどう考えるのか、自治基本条例の中で決めていかなければならない。

中村座長

逆に言うと、そのような規定を盛り込むのは自治基本条例しかないということだろう。

私も、那須烏山での総合計画審議会に非常に感動した。普通は総合計画ができれば、良かった、しゃんしゃんで終わりだが、計画をつくったらきちんと執行されているかどうかチェックする機関は絶対必要だと思う。簡単にはいかないが、委員の方から自発的に、条例化しようという話が出てきている。総合計画もそういう意味では新しい時代に入っていると思う。構成メンバーも、いろいろな形で多様な主体の参加を取り入れる傾向にある。若手の経営者が民間経営的な発想で非常に鋭く行財政の無駄を突いてきて、それがまた行政にとって非常に勉強になるケースも目の当たりにしている。そこは新しい時代の1つの流れかと思う。

井上委員

今、児玉委員が非常にいいことを話された。二元代表制という言葉はあるが、少なくとも今の地方自治法、あるいはほかの諸制度全部を比べても、圧倒的に首長の権限が強い。この際、自治基本条例の中で、もう少し議会を本当の意味で二元代表制に近づけるかどうかは別にしても、議会の権限について、少なくとも自治体レベルで議決事項を増やすとか、もう少し権威を持たせるよう検討していく方がいいと思う。首長は本当にすごい権限を持っている。

中村座長

それも重要なことである。

アメリカの制度は詳しくないが、行政から条例等が出るのが大半であるので、例えば議会事務局も自前でやるといったことは、県レベルでやろうと思えばできると思う。

鈴木(俊)委員

私どもの町でつくった条例・条文を見て思ったのだが、議会についての項目は、自治法に書いてあるものをそのまま書いてあるだけで、独自に議会がさらに何かこういうことをやるのを目的にするとか権限にするというのは、全然入っていない。もし県でつくるなら、絶対に独自に検討すべきである。

それから、基本構想を県は議会にかけない。確かに自治法に条文があって、「市町村は」としか書いていないから、ああそうなのかと思ったが、議決はやはり最低でも必要ではないか。

小 林 総合政策部長

議案としては出していないが、審議は議員全員と十分に尽くしていると考えている。

井 上 委員

ただ、現実的に司法を使ってそれを否決することはできない。少なくとも県民を代表しているわけだから、最終決定権限は議会が持っていなければならない。

鈴 木（俊）委員

それはそのとおりだと思う。

井 上 委員

ただ、一言。鈴木委員が今、議会のことを言われたので、エールを送っておく。鈴木町長がつくった条例はあちこちに引用されているが、非常に良くできているので、それだけは申し上げたい。

亀 田 委員

資料に行政改革が書いてあるが、行革は大事なことなので、基本条例では永遠のテーマとしてやるのだということは入れておいたほうがいいと思う。時がたつにしたがって、行政でやったほうがいいこととそうでない分野はだんだん変化してくると思う。そういった時流に合わせることをチェックする機能を行革は果たすことができるし、更に同じサービスでもより費用のかからない方法で結果を出すということは、常に考える必要があるということをも基本的な謳っておいたほうがいいと思う。

知事も必ず行革は続けるのだということは、どこかに入れておいてもらうことによって、時流に合った形で、県政がなるべく固定化、硬直しないようにする必要がある。行革の手法の中には、プランを立てて、実行し、それがいいかどうかをチェックし、そこで得たものをまた次のプランに盛り込んでいくという手法が入っているので、ぜひ行革を入れていただきたい。

中 村 座長

今日の議論をもとにして、次回は、県政運営の個別事項について議論を深めて参りたい。事務局は、論点と検討項目として整理して次回資料として提出してほしい。

本日の懇談会をこれで終了する。次回の開催は2月18日午前10時から開催したい。